

平成30年度

第36回地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会

と き 平成30年4月18日（水）

午後1時28分～2時31分

ところ 神戸市役所1号館14階大会議室

神戸市保健福祉局健康部地域医療課

開 会 午後 1 時 2 8 分

## 1. 開 会

### ●事務局

時間となりましたので、第36回地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会を開会させていただきます。

今年度より、地方独立行政法人法の改正に伴い、業務実績の評価主体が、評価委員会から設立団体の長へ変更となりました。しかし、「評価の厳格性及び客観性の確保のため、市長が評価等を行う際には、評価委員会の意見聴取を求めること」としてございますので、委員の皆様には、今後も専門のお立場からご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、会議の成立につきましてご報告を申し上げます。

本日の出席者数は7名でございまして、委員総数9名の過半数に達してございます。委員会は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議題でございますが、お手元の議事次第にもございますが、報告事項として、(1)といたしまして、「地方独立行政法人法の一部改正について」でございます。

これは、平成30年4月1日に施行された地方独立行政法人法の一部改正におきまして、業務実績の評価主体が評価委員会から設立団体の長へ変更されたことなど、主な法改正の内容及び評価フローの変更についてご報告するものでございます。

次に、(2)「第2期中期計画の実績の概要について」でございます。

これは、第3期中期目標の骨子案をご議論いただく前に、第2期中期計画の実績における各病院の特徴等を中心に、参考資料として神戸市民病院機構よりご報告申し上げるものでございます。

次に、議題(1)「第3期中期目標の骨子案について」でございます。

地方独立行政法人法第25条第3項に基づき、中期目標を策定する際は、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないと規定をされてございます。ここでは、第3期中期目標の骨子案についての考え方、目標期間における評価方法、項目設定等について事務局よりご説明した上で、委員の皆様方のご意見をいただきたいと存じます。

次に、議題(2)「その他」といたしまして、今後の評価委員会の開催スケジュール案に

ついてご説明をさせていただく予定でございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、委員長にお願いをしたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

## 2. 報 告

(1) 地方独立行政法人法の一部改正について

(2) 第2期中期計画の実績の概要について

### ●委員長

それでは、議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日は、報告と議題ということになっておりまして、まず、報告から入っていきます。

報告の(1)と(2)につきましては、(1)地方独立行政法人法の一部改正について、これは事務局から、(2)の参考資料、第2期中期計画の実績の概要については神戸市市民病院機構からそれぞれご報告をお願いいたします。

### ●事務局

資料1-1、それから資料1-2につきましてご説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。地方独立行政法人法の一部改正についてのまとめでございます。

まず、概要でございますが、PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、それから法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入という2つの観点から地方独立行政法人法が改正されております。これは、国でも先行いたしまして独立行政法人法が改正されたことに伴い、改正されたものでございます。

2番をご覧ください。主な改正内容でございます。

①と②が1つ目の目的、PDCAサイクル関連でございます。業務実績の評価主体が評価委員会から設立団体の長（市長）へ変更されております。また、②としましては、中期目標の具体化、こちらはPDCAサイクルを機能的に効果的に行うために、中期目標にも一定の具体化を持たせようというものでございます。また、業務評価の実施時期の見直しということで、こちらは、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価、これを行いまして、次期の中期目標の策定あるいは予算編成等に反映させていこうという目的でございます。

③から⑧につきましては、業務運営改善に関する仕組みの導入ということでございませ

て、③は内部統制体制の明確化、こちらを明確に規定するとともに、④では、監事・会計検査人の権限・役割の明確化ということを図っております。また、役員等の任期につきましても、PDCAサイクル、それから中期目標期間、これらを踏まえた上での任期を定めることとし、また、⑥では、職務忠実義務あるいは損害賠償責任、こちらについても明確化するものでございます。また、⑦では、再就職のあっせんというようなものが問題視されたこともございまして、法人の役職員の再就職等の規制を導入するとともに、⑧では、設立団体の長による著しく不適切な法人運営等についても、是正の措置を事後的に行えるようにという改正が行われております。

これら法改正後の評価委員会の位置づけでございますが、評価主体を変更するのですが、これまでの説明にもございましたとおり、評価の厳格性及び客観性の確保のために、市長が評価を行うにあたり、引き続き、専門的知見から評価委員会の意見聴取を求めらるものでございます。

また、その他特に重要な事項につきましても、引き続き、評価委員会の意見を聴く仕組みとしております。

これらの改正に伴いまして、神戸市会におきまして、評価委員会条例の改正を行い、市長が評価する際の意見など評価委員会の所掌事務を定めております。

また、付随しまして、規則あるいは業務方法書への業務実績評価、内部統制体制、役職員の再就職等の規制、これにつきましても規定しております。

続きまして、資料1-2をご覧くださいと思います。先ほど申しました法改正に伴い評価委員会の立ち位置が変わるというものを踏まえ、業務の流れ、フローが変わります。こちらを端的に示したものでございます。

上半分が、これまで30年3月末までの流れでございます。市民病院機構がまず業務実績報告をつくりまして、それを評価委員会に提出する。また、それが神戸市側に流れてきまして、受けた神戸市側が評価委員会を招集し、評価委員会の中で評価をいただくというような流れでございました。

下半分が4月以降の流れでして、まず、市民病院機構が事業報告書を作成いたしますとともに、新たにそれを公表する義務が付加されております。公表するとともに、これを市長に提出いたしまして、受けた市長は、それをもとに評価委員会を開催し、評価案を評価委員会に対して提出いたします。この評価案に基づきまして評価委員会でご意見をいただき、この意見を受けた上で神戸市長が評価を行うというものでございます。

また、市民病院機構が事業報告書を神戸市に提出する際に、併せて、市民病院機構が事業報告書を公表するという義務が新たに追加されましたように、同じように、神戸市でも評価をした際には公表するとともに議会報告をすること、また、この評価結果を受けた市民病院機構は、この評価結果の反映及び反映状況の公表、これも義務化されております。

以上が新しいフローの流れでございます。

●委員長

はい、それでは、市民病院機構から参考資料に沿ってご説明をお願いいたします。

●市民病院機構

それでは、第2中期計画実績の概要につきましては、ご説明させていただきます。

お手元の参考資料、第2期中期計画実績の概要によりましてご説明させていただきたいと存じます。

資料の1ページをお開きください。平成29年12月より4病院体制となりまして、職員、約3,000人が一丸となりまして市民の生命と健康を守るため、日夜医療の提供などに取り組んでおるところでございます。

2ページ、3ページには、4病院の各病院の特徴をそれぞれ記載してございますけれども、これまでもご案内のとおり、中央市民病院は神戸市全域の基幹病院として、また、西市民病院におきましては市街地西部の中核病院として、次に、西神戸医療センターは神戸西地域の中核病院として、さらに、神戸アイセンター病院は最先端の高度な眼科病院として、それぞれ医療の提供などを行っておるところでございます。

4ページをお開きいただきますと、第2期中期計画期間中の機構のあゆみを記載しておるところでございます。平成29年度についてご説明申し上げますと、4月には、西神戸医療センターを一般財団法人から市民病院機構へ移管してございます。

さらに、7月には、西市民病院で地域包括ケア病棟を導入いたしましたところでございます。

次に、11月には、先端医療センター病院60床を中央市民病院に統合するとともに、治験管理センターを改組いたしまして、臨床研究推進センターを設置したところでございます。

さらには、12月には、神戸アイセンター病院、30床でございますけれども、こちらのほうを開院いたしましたところでございます。

また、厚生労働省の全国救命救急センターの評価におきまして、中央市民病院が4年連続の1位となりましたほか、本年2月には、西神戸医療センターにPET-CTを新たに導入いたしまして、がん診療の強化を図ったところでございます。

5 ページ、6 ページには各指標をそれぞれ掲載しておりますが、多くの項目で伸びてございます。しかしながら、消費税の増税など病院を取り巻く環境の厳しさが増す中、6 ページの(10-1)から(13)のグラフにございますとおり、経常損益は悪化してございまして、ここ2年ほど赤字となっております。そのために経営改善にも取り組んでございまして、平成29年度、まだ決算を締めておるところではございますけれども、法人全体での収支は改善するものと見込んでおります。

7 ページには、先端医療センター病院の統合、また神戸アイセンター病院の概要について記載してございますので、また後ほどご覧いただければと存じます。

以上、簡単ではございますけれども、第2期中期計画の実績について説明を終わらせていただきます。

#### ●委員長

ありがとうございます。今、事務局及び市民病院機構から報告がございましたけれども、これらに関しまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 3. 議 題

#### (1) 第3期中期目標の骨子案について

#### ●委員長

それでは、議題のほうに入らせていただきます。第3期中期目標の骨子案についてということでございます。

審議に入る前に、第3期中期目標の骨子案に関する考え方等について事務局より説明していただきます。さらに、本日ご欠席委員から事前にご意見をいただいておりますので、あわせて事務局より紹介していただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

#### ●事務局

それでは、第3期中期目標の骨子案及び欠席委員の意見につきまして説明いたします。用います資料は、資料2-1から2-4でございます。

まず、資料2-1をご覧ください。根拠法令は、地方独立行政法人法25条に基づくものでございます。

この骨子案の考え方は、2に示してございまして、説明にもありましたとおり、現在、4病院体制となっております市民病院機構ですが、それぞれの病院の役割に応じた医療を提

供していることから、第3期中期目標につきまして、次のような考え方で骨子案をつくりたいと考えております。

まず、評価方法ですけれども、(1)をご覧いただきたいと思います。これまでは病院ごとの個別評価は実施しておりませんでした。第3期につきましては、市民病院機構全体としての評価を行うとともに、病院ごとの個別評価の実施について検討したいと思っております。

(2)の項目設定については、たてつけがわかりやすいように、資料2-2の縦長のものをあわせてご覧いただければと思います。まず、資料2-2の上半分をご覧ください。これまでは大きな項目、大項目を4つ構えておりました。それに対しまして、下半分をご覧くださいと、これが第3期中期目標の案でございますが、グレーで囲っております大きな項目を3つに集約化しております。これまでございました、「その他業務運営に関する事項」を整理するなどを行いまして、この3つに分けるんですけれども、加えまして、色刷りにありますとおり、各病院の取り組みにつきまして、これを特出しいたしております。各病院が共通して取り組むべき事項としましては、5のところにありますように、「市民病院としての役割における共通事項」という項目を新たにまとめて記載しております。先ほど申しました「その他」の項目に関しましては、「PFI事業の円滑な推進」及び「市関連病院との連携」は大項目から削除しまして、「医療産業都市における役割」の項目は、中央市民病院、アイセンター病院の役割の中に移動させていただいております。

また、その内容につきましては、この詳細は、後ほど、資料2-3にございますので、そちらをそのときにご説明いたしますので、この資料2-1では、大きな枠組みのみ申し上げたいと思います。その内容のところ、まず、目標のうちの第2ですけれども、「冒頭に地域医療構想を踏まえた4病院の役割を明記し、各病院の役割を踏まえた医療の提供を病院毎に新設」ということにしております。以降、1番が中央市民病院の役割を踏まえた医療の提供、次のページですけれども、2番として西市民病院、3番が西神戸医療センター、4番が神戸アイセンター病院、そして、5番が共通事項として掲げております。こういう大きな枠組みをつくりたいと思っております。

次に、第3の大きな目標ですけれども、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置としましては、1番は、これまでもありましたとおり、優れた専門職の確保と人材育成でございます。この中では、「働きやすく、やりがいの持てる環境づくり」を整理・統合しております。

2つ目としまして、効率的な業務運営体制の構築ということで、こちらにつきましては、法令及び行動規範の遵守に関する項目や、目標管理に関する事項、医療情報システム連携を含む病院間の情報連携体制などについて集約しております。

第4の大きな項目は、財務内容の改善に関するものでございまして、安定的な経営基盤の維持ということを掲げております。

では、続きまして、資料2-2の2枚目、横長のものをご覧いただきたいと思います。こちらが、4病院それぞれの果たすべき役割を抽出して目標として掲げようとするものでございます。こちらをご覧いただきながら資料2-3の説明をさせていただきます。

次の中期目標としましては、まず、前文に以下の4項目、これを織り込みたいと考えております。1つには、下線のところですが、「地域医療構想を踏まえた地域にふさわしい医療機能の構築、連携を推進」すること、また、「地域包括ケアシステムの構築に貢献」すること、さらに、「4病院体制として効率的な病院運営を実施する」こと、それから、「長期的視点に立った安定的かつ質の高い経営」、これらを織り込みたいと考えております。

以下、主な変更点のところには下線を引いてございまして、まず1つ目、第2の大項目の中では、【医療機能の構築・連携】としまして、「地域医療構想を踏まえた医療機能の構築・連携を実現するため、病院の役割」を明確にしたいと思っております。

まず、中央市民病院ですけれども、アとしまして、救命救急センターとして断らない救急を徹底すること

イは、総合周産期母子医療センターとして、小児・周産期医療を安定的に提供すること  
ウ、感染症指定医療機関としての役割

エ、地域がん診療連携拠点病院としての役割及び5疾病への対応

オ、神戸医療産業都市における中核機関としての高度医療・専門医療の実施

さらには、カとしまして、治験・臨床研究実施体制をさらに拡充し、市民に最先端の医療をいち早く提供すること

最終の項目、キ、経常収支の目標の達成、こちらは各病院ともにそれぞれに掲げておる目標でございます。

2番としましては、西市民病院です、アは、年間を通じた24時間体制での救急医療の提供

イが、市街地西部の中核病院として、小児・周産期医療を安定的に提供すること



ウは、認知症対策のより一層の強化

エとしまして、市民の健康格差縮小に向けた、地域医療機関及び市関連施設と連携した取り組み

オが、経常収支の目標の達成でございます。

ページをおめくりいただきまして、3 西神戸医療センターですけれども、アは、年間を通じた24時間体制での救急医療の提供と小児救急医療の安定的な提供

イは、神戸西地域の中核病院として、小児・周産期医療を安定的に提供すること

ウは、市内唯一の結核病棟を有する総合病院として、結核医療における中核的機能を維持すること

エは、地域がん診療連携拠点病院として機能を強化

オは、経常収支目標の達成でございます。

4 番目、神戸アイセンター病院ですけれども、こちらは、アとしまして、神戸医療産業都市における臨床機関として、眼疾患に関する標準医療、高度医療を提供すること

イは、眼疾患に関する臨床研究及び治験に取り組み、市民に最先端の医療をいち早く提供すること

ウ、ロービジョンケア ― これは視覚に障害がある人への支援でございますが ― との緊密な連携

エは、経常収支目標の達成でございます。

また、5 番は、共通事項ですけれども、この中で、これ以降は、主に重要事項の変更部分について申し上げますけれども、2 番目、安全で質の高い医療を提供する体制の維持としましては、これまでもご指摘いただいたことですけれども、インシデントとアクシデントに関する部分で、医師を初めとした全職種によるインシデント・アクシデントレポートというようなことを掲げております。

ページを移らせていただきまして、3 ページをご覧くださいまして、第3の大項目の中、1 番目、優れた専門職と人材育成の中では、特に、「病院経営や臨床研究に必要な専門知識を持つ人材の育成」、これを掲げております。

その3としまして、職員が意欲的に働くことのできる人事給与制度の構築としまして、下のポツですが、「業務改善及びワーク・ライフ・バランス確保に向けた取り組みによる働き方改革の推進」を掲げております。

2 番目、効率的な業務運営体制の構築に関しましては、1 つとして、「4 病院体制にお

けるガバナンスの発揮」、また、「市民病院間における情報連携体制の強化」を掲げております。

大きな4番目の目標、財務内容の改善に関する目標ですけれども、1つ目、収入の確保及び費用の合理化としまして、「新規患者数の確保あるいは適正な在院日数に基づく病床管理」及び医療機器の効率的な運用を掲げております。

また、「4病院体制のメリットを生かした費用の削減」も掲げております。

計画的な投資の実施としましては、「4病院の役割」や社会情勢の変化、市民ニーズ等を踏まえた的確な投資の検討を掲げております。

これら中期目標の骨子案を事前にご説明に上がりました中で、本日欠席の委員のご意見をご紹介したいと思いますので、資料2-4をご覧ください。この中には、いただいたご意見と、これに対する現段階での考え方を簡単に記させていただきます。

まず、前文につきましてですけれども、「患者や市民が満足できる質が高く安全で安心な医療の提供」という大きな目標の記載が必要ではないかということでございます。

これに対する今の考え方としましては、目標本文作成時に、前文中でご指摘の事項について記載することを検討したいと考えております。

続きまして、2つ目のご意見ですが、財務内容の改善に関する目標につきまして、病院経営に影響を与える事項であることを踏まえ、診療報酬改定に加えて「消費税増税への対応」の記述を加えてみてはどうかというご意見でございました。

こちらにつきましては、「財務内容の改善に関する事項」の中におきまして、その影響への対応について記載することを考えたいと思います。

3つ目ですが、「市民に対して提供するサービスその他の業務の質に関する事項」におきまして、病院ごとの重点項目を記載するにあたり、重要度の高いものから順に記載した方が良いのではないかと。また、記載する内容につきましても、市民病院として当たり前にならなければならない項目までも病院ごとの重点項目として記載すべきなのかは検討する余地があるというものでございました。

これにつきましては、病院ごとの重点項目については、重要度の高いものから順に記載するとともに、記載の内容についても、他の意見も参考にした上で、検討していきたいと考えております。

最後、4つ目のご意見ですけれども、病院ごとの個別評価を実施するにあたりまして、医療機能面を評価することに加え、病院ごとの「経常収支目標の達成状況等」をはじめと

する財務面を含めた評価の実施についても検討するべきであるというご意見でございました。

これにつきまして、財務面を含めた病院ごとの個別評価も検討したいと考えておりまして、先ほどご紹介したとおり、各病院の最後に「経常収支目標の達成」を掲げております。

以上でございます。

#### ●委員長

ありがとうございます。それでは、議論に入りますが、それに先立ちまして、市民病院機構からのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ●市民病院機構

市民病院機構としての意見を申し上げたいと思います。

ただいま出されました第3期中期目標の骨子案について、3点意見を申し上げたいと思います。

当機構は4病院体制になりまして、もちろん市民病院として、地域医療ということが大前提になりますが、病院によって、その特徴も性格も大変異なります。したがって、病院ごとの重点目標を立てて、評価を法人全体と各病院に分けて行うということによって、各病院のインセンティブあるいは独自性というものをより強く発揮できるというふうに考えております。

第2点目として、これまでのように、市民病院としてやるべきことを総花的に網羅的に出しますと、一体各病院が何に力を入れていくのかというのが大変わかりにくくなります。そういう意味で、今回、目標を絞って記載していただいたこのような目標案の方向性というものを大変高く評価しますし、また、そういうことによって、各病院がしっかりとした方向性を持って第3期を迎えられるのではないかと考えております。

もう一点は、各病院の財務面の目標が新たに加わりました。しかし、この中で、我々は、医療の本質を見失わないように取り組んでまいりたいと思います。経営改善の意識はもちろん大事であります。経営改善が前面に出てくるような医療を目指すのではなくて、市民に対してよりよい医療を提供する、その結果として経営がよくなる、そういう医療を目指していきたいと思っておりますし、医療者が、医師あるいは看護師としてのインセンティブ、目標を見失わないようにやってほしいということは、この評価委員会からもたびたびご意見をいただいておりますので、もちろん経営改善ということには努力してまいりたいと思っておりますが、よりよい医療をするということを前面に、そして経営改善はその結果としてつ

いてくるものという認識でやっていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

●委員長

ありがとうございます。

それでは、これから審議に入らせていただきます。各委員から自由にご発言いただきたいと思っております。

それでは、お願いいたします。

●委員

私は、独法化して、最初からずっと評価委員を務めておりまして、最初は2病院だったことで、2病院でもなかなか一緒の基準で評価するというのは難しいと思っていたところですが、今回、4病院になられたということで、ぜひ病院ごとの個別評価をしていただきたいと思っておりましたが、今回、そういう病院ごとということも入れてくださったということで、私も、財務面も含めて病院ごとで見えていくというのが、特徴が違いますので、例えば、病床単価の費用にしても全く違ってくると思っていますので、これは大いに賛成でございます。

最初、ご説明に来ていただいたときに、横長の資料2-2が、いっぱい病院の特徴が書いてある内容だったんですけれども、余りにもたくさんあって、これは特に病院の特徴とまでは言えないのではないかとこのところまで書いてあったんですけれども、今回、3つずつになっていることで、少しわかりやすくなったのかなあと思いましたが、さっきご説明の中で、「特出し」とおっしゃったんですけれども、上の3つを書き出して、「:」を入れてあるから、まだ下にありますということなのか、この3つが一番の特徴ということなのかというのがちょっとわかりにくかったので、そこをお尋ねしたいことと、中央市民病院でいいますと、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キと横長で書いてあるところ、今回、先端医療センターの病床が入ったということからすると、カの「治験・臨床研究実施体制」のところが、かなり特徴になるのではないかという気がしたんですけれども、イ、ウのどちらかと比べると、カを入れたほうがいいのではないかというふうな気が、意見としてはございます。同じように3つずつというふうにする必要があるのかなあと、2つのところでもいいし、4つあってもいいしというような、病院によって、そのあたりの特徴というのが違ってもいいのではないかというふうに思いました。

もう一つが、縦長の資料2-2の「市民に対して提供するサービス」、全般的なことを

書いてあるところですが、これの中の3番「安全で質の高い医療を提供する体制の維持」、これは、先ほどのご説明では、インシデントに全職種で取り組んでいくということが、今回、新しく入ったことのようにお聞きいたしましたけれども、昨年度から、特定機能病院において医療安全の体制が非常に厳しくなっていて、それが当たり前になると、多分次の段階に下りてくるのではないかと思ったときに、これぐらい高度な医療をしていらっしゃる場所では、もう一步、今までにない新しい何か安全対策ということに、特に中央市民病院ですけれども、取り組んでいかれる必要があるのではないかということを少し感じましたので、その辺、何か計画というかお考えがあるのかということをお聞きさせていただきたいということ。

最後に、4番の市民及び患者とともに築くやさしい病院ということで、(2)で「市民及び患者へ開かれた病院（市民への情報発信）」とございますけれども、これは資料2-3にあるような、ホームページなどでやっていくという、これまでと同じことを継続していくという意味なのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

●委員長

今、4点質問をいただきましたが、1、2、4は事務局のほうからお願いしまして、3点目に関しましては市民病院機構のほうからお願いいたします。

それでは、事務局のほうから、1、2、4からお願いします。

●事務局

まず、骨子の案を説明いたします資料2-2の縦長の分ですね、この中で3点ずつア、イ、ウと特出しをしておりますが、これは記載上、書き切れなかったもので、この3点を挙げているだけでございまして、これだけを前に出すという意味ではございません。申しわけございません。横長のほうの、それぞれ中央市民病院でしたらアからキ、西市民病院でしたらアからオというようなもの、こちらが全体像でございますので、委員おっしゃっていただいたとおり、例えば、カの「治験・臨床研究」云々がとても重要であろうということであれば、欠席委員の意見でありましたとおり、その順番ですね、並べ方の順番で考慮したいと思います。申しわけございません。

●委員長

それと、情報発信のところは、現在のホームページなどで発信しているのと同じようなことなのかという質問なんですけど。

●事務局

これにつきましては、市民病院機構のほうからお願いします。

●市民病院機構

情報発信につきましては、市民病院機構のほうからお答えさせていただきます。

これまでも、患者さんに病院のほうに来ていただくために、病院案内や診療科の紹介あるいは病院の特徴的な取り組みにつきまして、ホームページや広報誌におきまして情報発信をしてまいりました。

今後でございますが、基本路線は大きな変更はないかと思いますが、基本的に、これまでも取材とか、見学とかを受けておりますが、さらに積極的に対応するとともに、各種媒体を通じまして、各病院の特徴や強みはもちろん、市民病院として、市民の生命と健康を守るという重要な役割を担っているんだということを基本に、患者さんや市民の皆さんにさらにわかりやすく工夫を凝らしながら情報発信をしていくことかなあというふうに考えております。

●委員

「市民への」と書いてあったので、例えば、「病院まつり」みたいなことをして、病院を日ごろから知っていただくような、そういう取り組みもあるのかなあというのをちょっと感じたものですから、そういうことではない、そこまでではないということですね。

●市民病院機構

はい。

●委員長

ありがとうございます。

引き続き、市民病院機構のほうからお願いします。

●市民病院機構

中央市民病院の医療安全に関する新しい取り組みというご質問でございまして、2つほど有望なものがあるかなあと思います。一つは、ラピッドレスポンスシステムがかなり上手に動くようになってまいりました。もう一つは、チームステップスの活動でございます。

最初のラピッドレスポンスは即応部隊ですけれども、主治医がいなくとも、その場の看護師さん、あるいはコメディカルが、これはおかしいと思った場合、ある一定の基準を満たす場合は、その即応チームを呼べる。主治医のいないところでも、そういったチームが

ちゃんと治療に当たるということで、これは一つの医療安全文化の醸成に役立っていると思います。

もう一つ、チームステップスは、コミュニケーションエラーによるリスクを最小限にしようという試みでございまして、一応ツールも確立しておりますし、スキルを高めるというふうな活動を一番リスクの高い救急現場から始めまして、だんだんICU、それからIVRセンター、手術場というふうに広がってきております。具体的な数字でその効果を示すことは、なかなか難しいと思いますけれども、この1～2年でそういったものができてまいりましたので、今後、期待したいというふうに思います。

●委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

●委員

「経営改善が目的ではなくて、よりよい医療をやることが経営改善につながる」ということについて、非常に感銘を受けた次第です。私が今、所属している大阪医療センターも経営困難で、かなり一生懸命やってきたわけですが、大阪医療センターにおいても、そのような中で、救命救急センターを持っています。ただ、このコンセプトは、「断らない医療」としました。当センターのような赤字で苦しんだ病院でも、「断らない医療」という言葉を出してやっている。でも、先ほど、中央市民病院は日本一の救命救急センターだとおっしゃったんですね、評価が。とすると、私の印象の意見ですけど、この「断らない」という表現よりは、目標は、先ほどおっしゃいました、強化、拡大、開発とか、そういう評価の視点とおっしゃいましたので、ぜひ、よりよい医療の中に、「断らない」というマイナスの表現ではないほうがいいのではないだろうか。私たちは、まだ「断らない」という、来た人は、すべてとって収益につなげるんだと、経営を目的にした、ハードルを下げたような言い方でやってまいりましたが、この言葉が、誇りとして中央市民病院の目標を掲げる言葉としては少し違和感があったので、意見として申し上げました。

●委員長

はい、ありがとうございます。ご意見として伺っておきます。

ほかにございませんでしょうか。

●委員

質問をさせていただこうと思うんですが、西市民病院と西神戸医療センター、もともゼロから2つつくって割ったわけではないので当然なんですが、今ここで第3期中期目標の骨子を見ても、微妙に書き分けておられて、ちょっと教えてほしいのは、例えば、須磨区というのは、地域割りで両方に入っているんですが、よもやこれは須磨区の中を分けているわけではないですよということ。

それから、小児救急が西神戸医療センターだけに書いてあって、そうすると、西市民病院にだけかかっている地域の方は、こっちに行くのねということなのか。

それから、西市民病院のエのところで、「市民の健康格差縮小に向けた、地域医療機関及び」云々と書いてありますが、この「市民の健康格差縮小」というのは、何を指しておられるのかということ、以上3つ、いろいろかかわりますけれども、教えていただけますか。

●委員長

これは、事務局、お願いいたします。

●事務局

まず、健康格差のほうからご説明させていただきますけど、普通は、「健康格差」といいますと、いろんな概念が入っているんですけど、実は、昨年度から「健康創造都市」というのを始めたんですけども、健康創造都市の前提として、神戸市も、これは、高齢者の健康データだけなんですけど、今は中学校区ごとに要介護率を把握できるようになりました、そうしますと、かなり格差が出てきたというのが一つでございます。それと、私どものほうの国保事業だけなんですけども、例えば、特定健診の受診率とか、保健指導の受診率とかに区ごとでかなり格差がある。

こういうこともございまして、実は、西市民病院の周辺地域については、格差が市内の中でも健康水準というのを一つ仮定しますと低いエリアになるということもあって、あえて、これはなかなか行政としては申し上げにくいんですけども、挙げさせていただいてる次第でございます。

●市民病院機構

あとの2点ご質問があったと思いますので、西市民病院のほうから。

●委員長

お願いいたします。

●市民病院機構



恐らく須磨の東部地区が、私どものほうが近いんだろうと思います。私どもの患者さんの割合を申し上げますと、長田区が5割、兵庫区が3割、須磨区が2割という構成になっていますので、須磨区の東部地区の方がいらっしゃっているんだらうなあと思っています。

それと、あとは、もう一点が、小児救急の話でしたよね。

●委員

はい。

●市民病院機構

輪番制を敷いておりますので、毎週というか、木曜日と日曜日の最大月8回ぐらい私どもが小児の輪番を担っている、この地区の。これは一つの安定的に提供というのが一つの重要な目標に置いておりますので、このあたりは小児・周産期医療が少し手薄なところがございまして、これは私ども市民病院としての重要な役割だと考えて、目標に掲げていると、そういう次第です。

●委員

西市民病院のところで「市民の健康格差縮小に向けた」と書いてあるので、当然この地域が低い数字なんだらうなあと想定はされるんですが、こういうものは、指標を何に持つていくかでころころ変わるので、本文を書かれるときには、例示をして、例えば、要介護率ならば高齢者の話かというふうに書き方にちょっと工夫をされないと、よくいろんな指標で、「豊かな何とか」とかというのと、「何で、うちがこんなに低いんだ」とか、必ずそうなるので、ちょっと具体的に書かれたほうがいいのではないかとこのことを申し上げておきます。

●委員長

私も、この「健康格差」に関して、少し違和感がございまして、最近、健康格差に関する議論は、いろんな地域であるんですが、やっぱり地域全体として取り組むべき一つの目標なので、仮にこの周辺が非常に格差があるにしても、ここだけが「健康格差」というふうに書かれると、それ以外の地域はどうなんだということにもなるので、どちらかというのと、市全体として取り組む目標なので、こういう個別のところを書くべきものではないよな、そういうちょっと印象を受けたんですけども、また検討していただければと思います。

●市民病院機構

西神戸医療センターです。まず、須磨区の患者さんの件なんですけど、西神戸医療センターでは、患者さんを区域別に見ますと、西区が55%、垂水区が16%、須磨区が9%と、地下鉄沿線が通っておりますので、その区域からの患者さんが来られるということで。

それから、あと、小児の救急の件なんですけども、輪番を月5回やっておりますけども、それ以外に、毎日17時から24時までの救急をやっていますけれども、小児に関しては。金曜日だけが小児科医師のことで以前からストップしていたんですけれども、そういうような状況でして、医師を増強していますので、何とか今年度中には、金曜日も小児救急を始めて、毎日やりたいというような予定にしています。ということで、「小児救急」をここに掲げてあります。

●委員長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

●委員

私も、中央市民病院と西市民病院の2つだけで、2つを評価するのも、あわせて評価するのはなかなか難しいなあと考えていたところなんです。そこへ西神戸医療センターが入って3つということで、さらにややこしいなあと考えて、今回は4つを個別に分けるということで、我々としても非常に評価しやすくなっています。もちろん全体としての評価は大事だと思います。

それから、先ほど他の委員も言われましたように、財務面だけではなくて、医療の本質を見失わないようにという、市民病院機構からの発言があったので、本日来たかいがあったと思います。その件につきましては、いつも財務面でどうのこうのという議論と、やはり市民病院機構として、市民のための病院としてという相反するところでこの同じ委員会で議論になるということで、財務面だけではないですよと言ってきたと思うんですけども、それをこれからもその姿勢でやっていただきたいと思いますし、また、地域医療構想を踏まえて、今後もいろいろ検討されていくと思いますけども、私も、神戸地区の地域医療構想の調整会議のまとめ役をさせていただいておりますので、やはり民間病院にはない、公的医療機関としての役割というのがおのずとあると思いますので、すでに公的医療機関2025年のプラン等は公表されて、審議させていただきましたけども、そのとおりで進めていっていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

●委員長

ほかにございませんでしょうか。

●委員

資料2-3ですけども、「働く環境づくり」ということですが、この中で言われてます「業務改善及びワーク・ライフ・バランス」という、この「及び」という言葉がちょっと気になるんです。ワーク・ライフ・バランスをよくするために業務改善をするのか、業務改善すればワーク・ライフ・バランスがよくなるのかという問題です。言葉尻の絡みがあるんですけども、多分患者さんも高齢化するし、病状も非常に変化が激しくなっている時代で、それぞれ対応が大変複雑化されてくるのではないかと予想されるんですけども、そういう意味で、業務改善は確かに必要なんだと思うんですけども、そういう意味で、これは「並びに」でいいのか、「そのためにこうする」というふうにとるかということ考え方が変わってくると思うんですね。したがって、業務改善が、あるいは働き方がぜひ必要だというのは当然だと思うんですけど、そのためには、今言われてましたけど、AIをどうするんだと、導入するのか、検討するのかということ、また、その使い方、あるいは、さらに難しくなるから教育をどんどん進めるんだということ、もっと言えば、一人ひとりの方々の倫理とか道徳観、最近、いろんな場面でも廃れてきていて、道徳というのは乱れていますので、もう少し厳しくきちっと倫理を進めるとか、そういうことも含めて、楽しく明るい職場をつくっていくというふうな書き出しができたならあと個人的には思っています。

●委員長

ありがとうございます。業務改善の方向に関しては、少し検討していただきたいということでございます。

ほかにございませんでしょうか。

●委員

新しい改革といいますか、構造になって少し期待と懸念を申し上げたいと思います。といいますのは、冒頭からPDCAとか、ガバナンスという話があったわけですが、機構のガバナンスと、それから、それぞれの病院の病院長を中心とするガバナンスという、基本的には2階建ての構造になってくる。しかし、そこには必ずしも全員が賛成するものだけではなくて、内部でコンフリクトも多分予想されるわけです。それは当然なことだと思いますけれども、例えば、私が所属しております大学院等では、ガバナンスというのは、基本的に、教学は学長、そして経営は理事長というふうに、基本的に分担し

たわけです。そうすることによって、比較的どちらが責任があるのかということが出来るわけですが、なかなかヘルスケア、病院全体としてはそれを分離することは難しいわけでありますが、その2階建てのガバナンスの中で、やはりどのような工夫をするかということが一つ求められているのではないかというふうに思っております。

ぜひ、これは、4つの病院は、それぞれ少し目標とするベクトルが違うわけでありますので、そこをどのように最適化するか、ここは多分まだ経験のない部分ではないかというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいたいなあとというふうに思っているところでございます。

●委員長

ありがとうございます。

それでは、皆様方からご意見をいただきましたので、幾つか検討課題が出てきました。それらにつきまして、委員会としての意見を踏まえた骨子案の作成につきまして事務局にお願いして、私のほうで確認させていただきたいというふうに思います。

それをもとにいたしまして、第3期中期目標の本文案を作成し、改めて事務局より各委員にご説明させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題につきましては、以上ということにいたします。

どうもご意見をありがとうございました。

(2) その他

●委員長

それでは、最後に、事務局からお願いいたします。

●事務局

事務局より、今後の評価委員会のスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。

資料は、参考資料の「今後の神戸市民病院機構評価委員会の開催について（案）」という資料でございます。

本日いただきました、第3期中期目標骨子案に対するご意見をもとに本文案を作成させていただいた後、5月中を目途に事務局より委員の皆様にご説明させていただく予定でございます。

その後、中期目標本文案につきまして、6月中に市民意見公募を実施した上で、7月上旬に開催を考えております第37回の評価委員会におきまして、本文案についてご意見をいただき、最終案をまとめていきたいと考えてございます。

それ以降につきましては、予定でございますが、資料に記載のとおりでございます。

本日は、本当にお忙しい中、熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様には、引き続きお力添えをいただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

#### 4. 閉 会

##### ●委員長

どうもありがとうございました。

それでは、以上で、第36回地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。